第12章 更正、決定等事務

改 正 後	改 正 前
更正決定等通知書(申請請求用/本表の一)	更正決定等通知書(申請請求用/本表の一)
第 <u></u>	第 <u></u>
殿	殿
平成 年分所得税の 通知書	平成 年分所得税の 通知書
あなたが平成年月日付でされた平成年分所得税のについては、 します。	あなたが平成年月日付でされた平成年分所得税のについては、
○ この処分の理由★表の○ この処分は、国殺局の職員の調査に基づいて行いました。	○ この処分の理由本表の○ この処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。

	改	正	後			改 正 前									
決定等通知書(申請用/本表	表の一の二)			更正決!	更正決定等通知書(申請用/本表の一の二)									
			5号 (番 月日	号)				年 年		f 5)					
		殿	税務署長	EP	-			殿	税務署長						
平成 年	- 分所得税 <u>及び復</u>	[興特別所得税の》	載額申請の承認選	知書			平成 年分	所得税の減額申記	青の承認通知書						
申請については、次の	つとおり承認します。	された平成年分所名 :納税額は、下の表の太		税の予定納税額の減額 ます。)とおり承認します。		された平成 年分所行 全納税額は、下の表のフ							
区	分	A 承認前の額	® 承認後の額	© 差引減少額 (A-B)		区	分	(A) 承認前の額	B 承認後の額	© 差引減少額 (A-B)					
申 告 納 和	说 見 積 額	ĮI.	. Р	円		中 告 納 税	. 見 積 額	Pi	Н	F					
予定納税額	第 1 期						第 1 期								
J AL 111 100 188	第 2 期					予定納税額	第 2 期		-						
							w-	-14							
				本表の一の二											

改正後	改正前
央定等通知書(一般用/本表の二)	更正決定等通知書 (一般用/本表の二)
第 号 平成 年 月 日	第
税務署長	殿
平成 年分所得税の 通知書 加算税の賦課決定	平成 年分所得税の 通知書 加算税の賦課決定
平成 年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の 及び加算税の賦課決定をします。 この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。 す る 税額は、下表のとおりになります。	平成年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の及び加算税の賦課決定をします。 この結果、この通知により 新たに納付すべき 名税額は、下表のとおりになります。
本 税 の 額 (別表金の□欄の全額)	本 税 の 額 (別表像の心側の金銀) 本 税 の 額 (別表像の心側の金銀) 中告加算税 (別表の心側の金側) 現 申告加算税 (別表の心側の金側) 税 の 重 加 算 税 の計算が良い の計算が良い の計算が良い により延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算が良い」により延滞税を計算して同時に納付しててださい。
○ この処分の理由	○ この処分の理由
本表の二	本表の二
○ この処分は、	○ この処分は、

更正決定等通知書(一般用/本表の二)(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署 (一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。)

※ コンピニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にパーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンピニエンスストアについては、パーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滯税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%)となりますが、具体的には、次の集式によって計算してください。



- (注) 延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。
- ・・年/7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準制引率+4%」のいずれか低い割合 例えば、平型20年11月30日において日本銀行が定める基準制引率は3.3%ですので平成25年 1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額にI0,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付して 、ください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務 署におたずねください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は選付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
- ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
- ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦罷決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の 預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により選付することになります。

更正決定等通知書(一般用/本表の二)(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。)) 又は当税務署(一定の場合、 指定を受けたコンピニエンスストアに納付を委託できます。)

※ コンピニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にパーコードが表示されている。 み独付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、パーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3% (表面配載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%)となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。



- (注) 延滞税の割合は、年単位 (1/1~12/31) で適用することとなります。具体的には次のとおりです。
 - ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合例えば、平成23年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成24年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
 - ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務 署におたずねください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
- ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
- ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合
- ※ 更正、決定又は加算税の威機決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起発して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の約期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の 預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

知書(一般用/本表の二の二)	更正決定等通知書(一般用/本表の二の二)
	第 <u></u>
脱務署長	熨
平成 年分所得税の 更 正 平成 年分所得税の 加算税の 賦課決定 通知書	平成 年分所得税の 更 正 平成 年分所得税の 加雲税の賦課決定通知書
加昇がい (2000年)	アルチーロ・ファルボバル上 平成年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の試職決定をします。 この結果、この通知により がこれまり、 が、より、 の、する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
I	区 分 ②更正前の額 ③更正後の額 © ^{増 減(公日)・差額}
所得 ① 円	所得 ① 円
所得② 所得③	所 得 ②
所 得 ④	響所得④
計 総 所 得)⑤	計 (総所得) (⑤) 所 雑 損 、 医 疲 費 控 除 (⑥)
「維損、医療費控除⑥ ・ 株理会企業共務等場合控除⑦	所 報 想 、 区 旅 資 立 跡 (切)
生命保険料、地震保険料、等附金控除 ⑧	類 生命保険料、地震保険料、等附金控除 ⑧
配偶者特别控除①	
扶 養 控 除 ⑫	が 扶 養 控 除 ⑫
基礎整際個	古 基 避 控 除 ⑤
所得控除額の計⑮	額所得控除額の計場
澱税される所得金額 (⑤ − ⑥) ⑥	無税される所得金額(⑤-⑥) ⑥
(B) に対する税額 (D) (R)	(多に対する税額の)(8)
製金から差し	税金から差し 1
差 引所得 親 (10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	無 別 所 程 規 鎖 (((の・(®・(®・(®)))) (1) ((((((((((((((((((((((((((
申告納稅額(第一分)為	申 告 納 税 額 (① - ②) ③
・ 定前税額 第 1 期 ②	予定納稅額 第 1 期 월 第 2 期 ⑤
第 2 期 ⑤ 第 2 期 ⑤ 第 3 第 5 第	第 2 期 ⑤ 差引的付すべを軽衡又は減少(△印) ⑥ する松伽 (②・②・一〇) ◎
加質的の首群したる約66 例 加重分の基本(集)由告知道最近表	加算税の基礎となる税額 ② 加重分の基金(集)中省無利的、
加算代 20 20 20 20 20 20 20 2	加算税 加 算 税 の 割 合 図 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
加算税の額(②×③) ② 円 円 円	
) 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行 (本店、支店、代租店及び歳入代理店 (郵便局を含む。))又は当税 勝署へ納付してください。 また、本税 (上記等の大いわく内の金額) には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延 滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。 本 るの	○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行(木店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当 務署・納付してください。 また、本税(上配砂の太いわく内の金額)には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「 滞役の計算方法」により計算して同時に納付してください。
() のうち() 目	() <u>枚</u> のうち() <u>枚</u> 目

改 正 前

更正決定等通知書(一般用/本表の二の二)(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。)) 又は当税務署(一定の場合、 指定を受けたコンピニエンスストアに納付を委託できます。)

※ コンピニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にパーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンピニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面で ご確認ください。

延滞税の計算方法

延滯税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%)となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

(延滞税の割合) (期間(日数))
7.3%(注) (権限の受日か62月を) (無額した日別依はは.0%) 旅途中告期限の翌日から2月を (監視した日別依はは.0%) ※ (売納の日まで) 365

- (注) 延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。
 - ③ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合例えば、平成24年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成25年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%とかります。
 - ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務 署におたずねください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったと き又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する 日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は選付を受けた人に対す る更正については、この特例の適用はありません。)
- ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合
- ※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の 預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

更正決定等通知書(一般用/本表の二の二)(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。)) 又は当税務署 (一定の場合、 指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。)

※ コンピニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にパーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンピニエンスストアについては、パーコードが表示されている納付書の裏面で ご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%)となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。



- (注) 延滞税の割合は、年単位 (1/1~12/31) で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。
 - ・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合 例えば、平成23年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成24年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
 - ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務 署におたずねください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
- ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合
- ※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の 預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

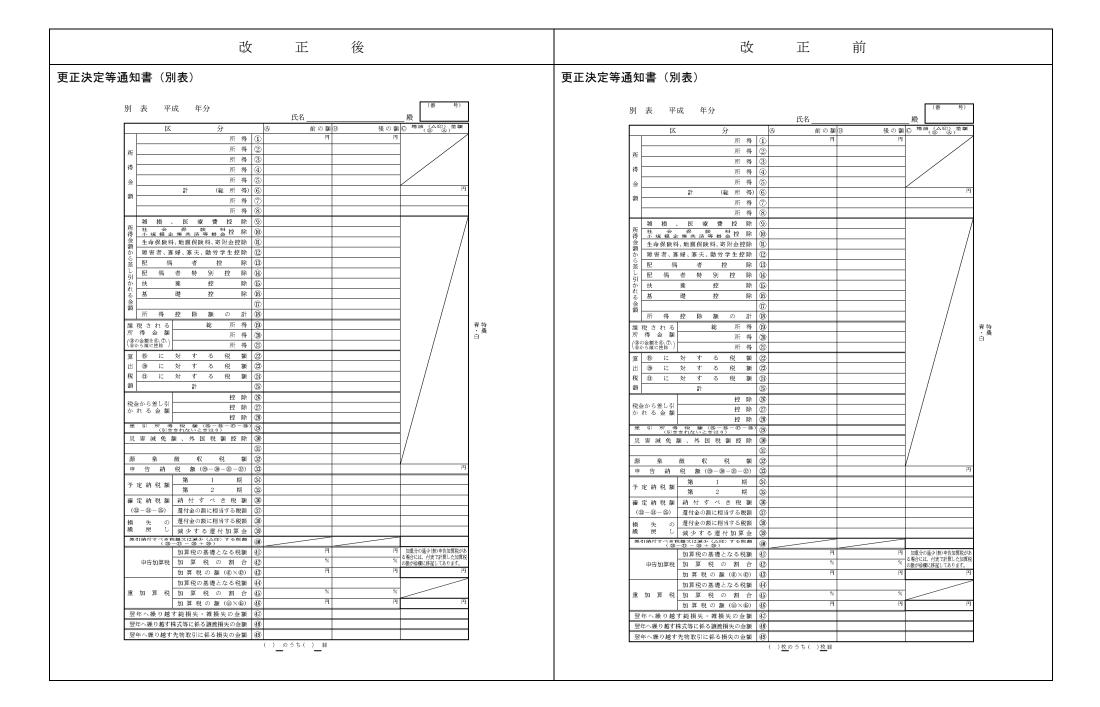
改正後	改 正 前
決定等通知書 (加算税用/本表の三)	更正決定等通知書 (加算税用/本表の三)
	第
平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税につい て、次のとおり賦課決定します。	平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 平成年分所得税の平成年月日のにより納付すべき本税に対する加算税につい て、次のとおり賦課決定します。
「 加算税の基礎	加算 税 の 基礎 日 田 加算 税 の 基礎 立 と な る 税 額 申告加算税 ② 加算 税 の 割合 日 田 田 日 田 田 田
ます。 ます。 ます。 日 日 日 日 日 日 日 日 日	③ 加 算 税 の 額 円 円 円
③ 加算稅の基礎 となる稅額	重加算税の基礎 となる税额 5 加算税の割合
重 加 算 税 ⑤ 加 算 税 の 割 合	⑥ 加 算 税 の 額 円 円 円
この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、上の表の太いわく内のようになります。	この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、上の表の太いわく内のようになります。
*表 5 0 三	本表の三
○ この処分は、	○ この処分は、

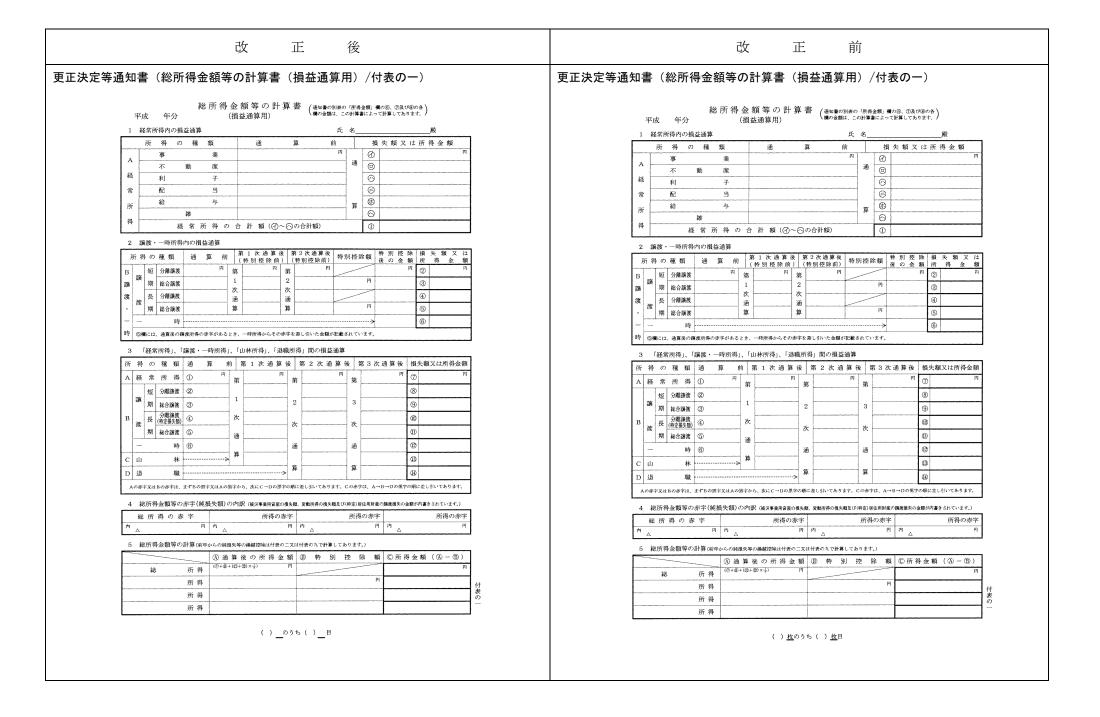
改 正 後	改 正 前
正決定等通知書(加算税用/本表の三の二)	更正決定等通知書 (加算税用/本表の三の二)
- 第 号 (帝 号) 平成 年 月 日	第 号 (番 号) 平成 年 月 日
殿	炭
平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 平成	平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 平成年分所得税の平成年月日のにより納付すべき本税に対する加算税につい て、次のとおり試課決定します。
この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太いわく内のようになります。 町 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 円 ○ 加重分の過少(無)申告加算税があ	この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太いわく内のようになります。 □ 加 算 税 の 基 礎
お場合には、付表で計算した加算税 の額が3欄に移記してあります。	申告加算税 ② 加 算 税 の 割 合
○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び	③ 加 算 税 の 額
加 算 税 の 基 礎 ④ と な る 税 額 ・ は な る 税 額 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 卸算税の基礎 上なる税額 機務署に納付することになっています。
重 加 算 税 ⑤ 加 算 税 の 割 合 ⑥ 加 算 税 の 額 F	重 加 算 税 ⑤ 加 算 税 の 割 合
© (@ X ©)	(④×⑤)
○ この処分の理由	○ この処分の理由
本表の三三の1	本表の三の三の三
()_のうち()_目	(<u>)枚</u> のうち() <u>枚</u> 目

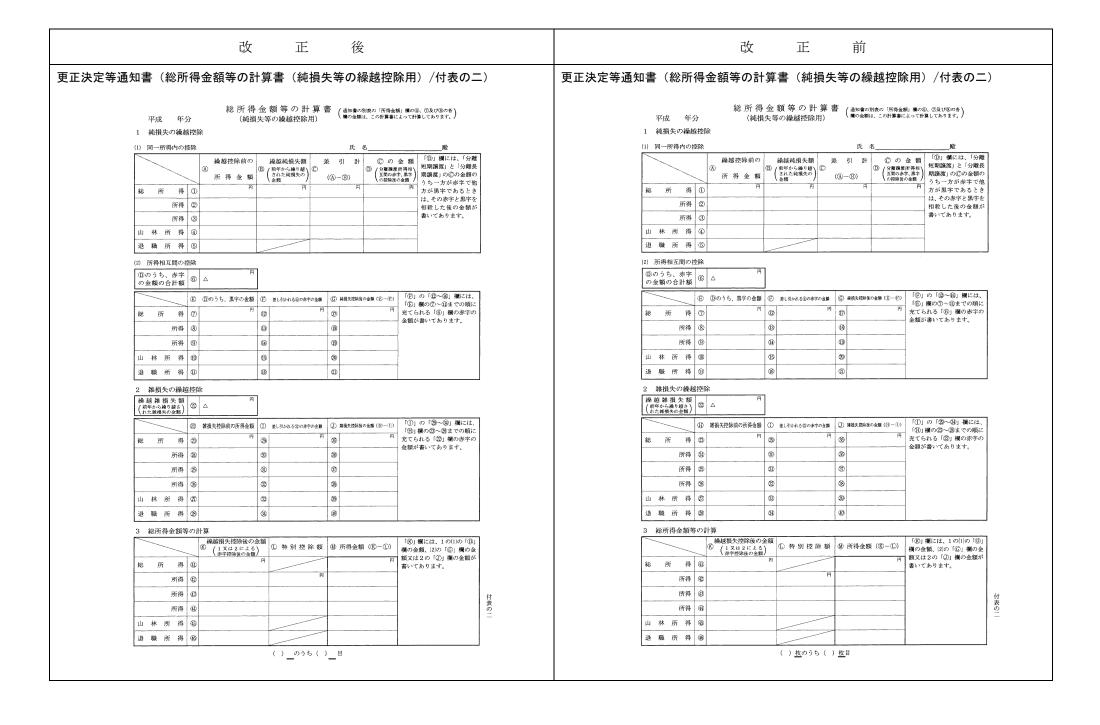
改 正 後	改 正 前
更正決定等通知書 (加算税用/本表の三の三)	更正決定等通知書 (加算税用/本表の三の三) (様式中アンダーライン省略)
(削除)	第
	殿
	平成 年分、平成 年分及び平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 平成 年分、平成 年分及び平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付 すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。 この結果、この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太いわく内のようになります。 年 分 区 分 ① 加算税の基礎 ② 加算税の割合 ③ 加算税の額 (①×②) 中告加算税 中告加算税 中告加算税 東広 年分 第 元
	平成 年分 申告加算税 加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の 額が③額に移記してあります。 円 円 % 円

改 正 後	改 正 前							
更正決定等通知書 (加算税用/本表の三の三) (裏面) <u>(削除)</u>	更正決定等通知書 (加算税用/本表の三の三)(裏面) (様式中アンダーライン省略)							
	 ※ 納付場所…日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。)) 又は当税務署(一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。) (注) コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にパーコードが表示されている納付書が必要です。 利用可能なコンビニエンスストアについては、パーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。 ※ 更正、決定又は加算役の収録決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を終題した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の機能につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の適知が発せられた日の型目から足野して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を適かす場合は、その納付することができない上記められる金板を限をとして、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の預予が受けられます。 							

改正後	改 正 前
更正決定等通知書(処分の理由/次葉)	更正決定等通知書(処分の理由/次葉)
平成 年分 ○ 処分の理由	平成 年分 ○ 処分の理由
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
() <u></u> のうち() <u></u> 目	() <u>枚</u> のうち(<u>)教</u> 目







正 後 正 前 更正決定等通知書 (変動所得・臨時所得の平均課税の計算書/付表の三) 更正決定等通知書(変動所得・臨時所得の平均課税の計算書/付表の三) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書(過知書の別表の「専出根拠」欄の「碌に対する根」 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書(過知書の別表の「専出根拠」欄の「碌に対する根」 平成 年分 平成 年分 氏 名 増減(△印)差額 増減(△印)差額 後の額 ⑥ 後の額 ② 前の額 ® 前の額 ® (B) - A) (B - A) 事業所得・営業等(事業所得・営業等(変動所得の金額雑 所 変動所得の金額雑 所 (赤字の場合は0) (赤字の場合は0) 事 業等(業等 得 業 得 業 所 攀 (5 得 得 時 臨時所得の金額 不動産 所得 ⑥ 臨時所得の金額 不動産 所得 ⑥ 得 得 ② 所 所 額 (赤字の場合は0) (赤字の場合は0) 前内 前 布 分 ⑨ 前内前 前 年 分 9 年の 前年以前2年間 前年以前2年間 以変 動 以変 前年分の 前動 前動 に 変 動 所 得 の $2 \overline{m}$ 平 \overline{p} $(-8 \times 9 + 3 \times 10^{-3})$ $(-8 \times 9 \times 9 \times 10^{-3})$ た変動所得の2所 2 所 年得 平 均 (<u>⑨+⑩</u>) 0) | (赤字の場合は0) 0) 超 超過額(3-0)(2 超過額(③-①)(3) in 前年以前2年間に変動所得の金額がない場合 (2) 額 前年以前2年間に変動所得の金額がない場合 (2) 額 (③の金額そのまま) (③の金額そのまま) 変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 ② 変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (3) (⑧+(2) (平均課税対象金額) ((8)+(2)) (平均課税対象金額) 課税される所得金額(総所得)⑩ 課税される所得金額(総所得)⑩ 調整所得金額 (第一億×4) 調整所得金額(34-3×4) ③ の 金 額 が ⑤ の (1,000円未満の端数切捨て) ⑥ の 金 額 が ⑥ の (1,000円未満の端数切拾て) 金額を超える場合特別所得金額(6 金額を超える場合特別所得金額 (B-B) (M-19) 調整所得金額 (①×士) ⑥ の金額が⑤ の (1,000円未満の端数切拾て) (9 の 金 額 が (3) の (1,000円未満の端数切捨て) 金額以下の場合特別所得金額億 金額以下の場合特別所得金額(6 (B-B) (**13-13**) 調整所得金額⑤に対する税額⑥ 調整所得金額⑤に対する税額⑥ 税 率 (((× 100) $\approx \left(\frac{00}{05} \times 100\right)$ (小数点以下切捨て) (小数点以下切捨て) 特別所得金額60に対する税額(60×03) (39 特別所得金額6Bに対する税額(69×89) 19 課税される所得金額(総所得)に対する税額(⑰+⑬) 🛭 課税される所得金額(総所得)に対する税額(⑰+⑬) 20 ()_のうち()_目 ()<u>枚</u>のうち()<u>枚</u>目

後 更正決定等通知書(分離課税の短期譲渡所得の税額計算書/付表の四の二) 更正決定等通知書(分離課税の短期譲渡所得の税額計算書/付表の四の二) 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書 (通知書の別表の「第出股額」欄の短期譲渡所得に対す」 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書 (過知書の別表の「第川竪館」欄の短期譲渡所得に対す。 平成 年分 氏 名 平成 年分 氏 名 増減(△印)差額 後の額 © 増減(△印)差額 (A) 後の額 ② 前の額(B) (B-A) (B-A) 得 総 得 課税される 課税される 一般所得分 一般所得分 短期譲 短期譲 所 得 金 額 所 得 金 額 渡 所 得 渡 所 得 軽減所得分 軽減所得分 総所得①に対する税額 総所得①に対する税額 短期讓渡所得②×40% 短期譲渡所得②×40% 総所得① + (短期譲渡-(特別控除) 所 得 ② 円) 総所得① + (短期譲渡-(特別控除) 所 得 ② 円) (1,000円未満の婚数切捨て (1,000円未満の嫦敷切捨て) (6)に対する税額 (平均課税を適用した) 場合は下の(6)の金額) ⑥に対する税額 (平均課税を適用した) 場合は下の⑥の金額) (⑦ - ④) × 110 % (⑦ - ④) × 110 % 短期譲渡所得②(⑤と⑧のいずれ)に対する税額(か多い方の金額) 短期譲渡所得②(⑤と⑧のいずれ)に対する税額(か多い方の金額) 短 期 譲 渡 所 得 ③ × 20 % 短 期 譲 渡 所 得 ③ × 20 % 総所得① + (短期譲渡-(特別控除) 所 得 ③-(特別控除) 総所得① + (短期譲渡 - (特別控除) (1,900円未満の増数切捨て) (1,900円未満の増数切捨て) ⑥に対する税額 (平均課税を適用した) 場合は下の頃の金額) ⑥に対する税額 (平均課税を適用した) 場合は下の個の金額) (② - ④) (② - ④) 短期 譲渡所 得③ (⑤と⑧のいずれ)に 対 すっる 税 額(か多い方の金額) 短期 譲渡所得③/⑤と8のいずれ\ に 対 す る 税 額(か多い方の金額) 変動所得・臨時所得の平均課税を適用した場合の上の⑦の金額の計算 変動所得・臨時所得の平均課税を適用した場合の上の⑦の金額の計算 平均課税対象金額 平 均 課 税 対 象 金 額 (「変動所得・駿時所得の平均課税の計算書」の頃の金額) (「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書の国の金額) .調 整 所 得 金 額 (⑥一億×ま) (1,000円未満の爆数切捨て) .調 整 所 得 金 額 (⑥-①×妻) (1,000円未満の爆散切捨て) ⑥が⑩の金額 ⑥が⑩の金額 を超える場合 特別所得金額 を超える場合 特別所得金額 (**6**-**1**) (6-ll) 調 整 所 得 金 額 (⑥×卡) (1,000円未満の端数切捨て) 調整所得金額 (⑥×七) (1,000円来満の端数切捨て) ⑥が⑩の金額 ⑥が⑩の金額 以下の場合 特別所得金額 以下の場合 特別 所得 金額 (**6**—**1**) (6-(I)) 調整所得金額⑪に対する税額 🚯 調整所得金額⑪に対する税額 平 均 税 率 (((i) × 100) ((i) × 100) ((i) × 100) 均 税 率 ((10) × 100) (小数点以下切捨て) 特別所得金額(②×19) 19 に対する税額 特別所得金額(②×1④) 1②に対する税額(四 四 O 税 額 の 合 計(191-15) 税額の合計(瓜)・瓜) ()_のうち()_月 ()<u>枚</u>のうち()<u>枚</u>月

						改	正			後	È										改	正			育	旬					
更正決定等通	知書	‡ (純拍	員失の総	屎	しに	こよる所得和	党の	の還	1付:	金額の	計算	書(東日	本大震災用)/	更正決定等通	知書	÷ (;	純扎	員失	の繰戻	しし	こよる所得	税(の還	員付	金額	の言	十算	書(東日	本大詞	夏災用)/
付表の七の二)														付表の七の二	.)															
	純損	失の)金智				所得税の還行					日本人	震災用)			純損	失の	金(る所得税の還]本人	震災用)		
							の縁戻し」の「遷付金の 算してあります。	額に			の金額は、)											の繰戻し」の「還付金 算してあります。	の額に	2相当寸		額」の金額	(d.)				
	平成	年	分				金額			氏 名	<u></u>		聚 金 額	1		平成	年	分				金 額			氏	名			金 報	領	
	平		総	変 被災純損動	失以外	1	円			変動	被災純損失以外	4	Ħ			平		総	変動	被災純損失以外	1 1	円		総	変動	被災純損	夫以外	4	1	ㅋ	
	成年	A 純	斯	所 得 被災純	損失	①'		B A	pr	所得;	被災純損失	(4)				成年	A 純	斯	所得	被災純損男	ŧ ①′		B A	所	所得	被災鈍	損失	4 '			
	分の	損	891	を 被災純損	失以外	0		うち前年ハ	791	その	被災純損失以外	6				分の	損	B) I	その	被災純損失以外	1 ②		うち前年ハ	191	その	被災純損	夫以外	6			
	純損失	失の	得	他被災純	損失	3		分に繰り口	得	他	被災純損失	©'				純損失	失の	得	他	被災純損男	(a)		分に繰り戻	得	他	被災鈍	損失	<u>⑤</u> '			
	の金	金額	山林	被災純損	失以外	3		戻す金額	山林		被災純損失以外	6				の金	金額	山林	所得・	被災純損失以外	(3)		戻す金額	山林	所得	被災純損	夫以外	6			
	額			被災純	損失	3)					被災純損失	6)				額				被災純損೨	3′				T	被災純	損失	6)'			
	純損		С	総所	得	0		操民	E 締さ	総	所 得	0		り 千円夫		純損		С	総	所 得	9		繰戻	E 細さ	総	所	得	(5)		り拾て	
	失の金		課税される	山 林 所	得	8		l	後の課金	Щ #	林 所 得	00		治でてあります。		失の金		課税される額	Щ	林 所 谷	8		L	戻し後の課金	Щ	林所	得	60			
	額の繰	年		退職所	得	9		額控	税額	进具	職 所 得	0		₩		額 の 繰	年		退	職所得	9		額控	税額	退	職所	得	0		J 55	
	戻しに、	分	D C	⑦に対する	税額	0		除	F E	() (C)	対する税額	18				戻しに、	分	D C	⊕ K	対する税者	1 0		除	F	(B) (c)	対する	税額	08			
	よる所得	ŋ		⑧に対する	税額	0		後 の		® € 5	対する税額	0				よる所得	Ø.	に 対	® K	対する税割	0		後の	に対	(6) to	対する	税額	(9)			
	税の還	稅	る 税 -	⑨に対する	税額	(0)		ēt.	る税	0 K 3	対する税額	۵				税の選	稅	す る 税	9 10	対する税割	1 12		税	する税	(f) k	対する	税額	Ø			
	付金額	額	額	計 (100円未満の蝌組 切り拾ててあり) し 徴 収 税 3	E \$	(3)	:	額	額	(100円 切り拾	計 未満の例数は) ててあります。)	Ø				付金額	額	額源	(খাণ্ড	計 引来調の端敷は 含ててあります。) 収税額を	0		額	類	(100 切り	計 0円未満の報題 1拾ててありま	(kt)	2)		_	
	の計算		差し / 波囲	号 く前の所得 原税の土地域物等の別 対する税額、分離額税 がある税額、分離額税 が開放の上場株式等の目 対する税額及び分離 対する税額及び分離 対りの維持等に対 が可の維持等に対	税額	(4)			لا الا (100-			0		付表の七の二		の計算		差分を	弓 く 官 課税の土 対は 調税の 課税の 設制が の で の の の の の の の の の の の の の	のの所得税額 地域的等の額減所 外離域的等級 外離域の対象 を確認が可能 が可能 が可能 が可能 が可能 が可能 が可能 が可能	1			ኔ ? /ma	る 選	額の繰り 付金:(Mのいま) カの金額)		22		付表の七の二	
							()055	()_	_=												() <u>枚</u> のう	ち() <u>i</u>	<u>枚</u> 目						

加	1算税の基	礎と	なる税額⊄)計算書 (集	あります。 とだし、加重分の過少) 申告加算税の額」は 加算税がある場合の過少	章税の基礎となる税額」 (無) 申告加算税がある 、この計算書の <u>金</u> 欄の会 中中告加算税の税額の計 即等扱の税額の計算書」	場合の通知書又は別題 金額を基にして「加重5年 (家書)又は「加重分の	表の「過少 分の過少申 の無申告加		加算和	税の基値	差となる 。	税額の計	算書 (悪) (無) (無) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第	知善又は別表の「加算 ります。 だし、加重分の過少(申告加算税の復」は、 算税がある場合の過少 がある場合の無申告加	税の基礎となる税額」 無)申告加算税がある この計算書の盈棚のシ 申告加算税の税額の計算書」 算税の税額の計算書」	は、この計算書によっ 場合の通知書又は別ま と額を基にして「加重分 算書」又は「加重分の によって計算してあり	って計算し 長の「過少申 分の過少申 り無申告加 ます。
平局	戈 年欠	+				氏 名		殿	<u> </u>	平成	年分					氏 名		
			前の額	後の割	○ 隠ぺい仮装事は部分の額	□ (③ - ○)	① 不正当事由部分 の額	・				(8)	前の額	後の額	○ 隠ぺい仮装事由部分の額	● い仮装事由以基本の ・ の表示のでは、 ・ の表示のでは、 ・ ののでは、 ・ のでは、 ・ で	② 不正当事由部分の額	・ との は で の で で で で で で で で で で で で で で で で
所	総所得	①	Ħ	Р	rg P	P P	P.	9 円	P		総所得	①	円	F	PI	I	F	i
得金	所得	2							() () () () () () () () () ()	2	所得	2						
額	所得	3							*		所得	3						
得金	金額から差し れる 金 都	4							所引	得金額がれ	から差し る 金 額	4						
. Fif	総 所得	6							課		総所得	5						
得金	所得	6							税 さ れ	. 1	所得	6		. 5				
額	所得	7							ి ప		所得	7					/	
¥ .	⑤に対する税額	8				1			5	(6)K	対する税額	8			/		/	
#i	⑥に対する税額	9							ង	⊕K;	対する税額	9						
_	⑦に対する税額	00] /		₽	@K 5	対する税額	10] / .			-
額	計	0			<u> </u>		<u>/</u>		名	Į.	計	00						
か	から差しれる金額	1 4			P	9	þ	q	税引	金 かかれ	ら 差 しる 金 額	12			P		P	3
引きき	得税額(D-@ れないときは0) (13)	±-2						(9	ききれな	額(⑪-⑫) いときは0)	(3)						
密	激免额税额控制	(3)			P	9	р	q	災外	害滅国税	免額控除	W		•	P		h	1
	微収税額								1		収税額	15)						
(E	計 納 税 都 第一第0一第)	16	~~~~						申	告納 (個)一個	税 額 一億)	16						
定	納 税 都	0			Р	7	h	4	7-	定納	税額	10			P		h	9
Æ.	納付すべき税都	++	****		/		/	´	確	Æ	すべき税額	(8)					/	
-	還付金相当都	+			/				納板	證付	金相当額	19						
200	還付金相当都	+			1/				損步	200	金相当額	20] /	
j	滅少する遺付加算金	(a)			(B-D) P		(O-D) P		繰り	浸し 減 ク 選 付	シ す る 加算金	20						
# 差 税	花額(母・の・申はの との項差数値	2						1	增	差税額(⊕. ⊕. ⊕は⊗ との増差根額)	22			(B−D) F		(①①) P	
i 算 : な	税の基礎	3			(重加等税分)		(過少(無)申告、 加 算 税 分 1万円余調の解数切捨て)		加 と	算税なる	の基礎税額	3			(重加算税分) (1万円未終の商数明治で)		(過少(無)申告》 加 第 税 分 1万円未過の端数別捨て	

改 正 後 改 正 前

更正決定等通知書(加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書/付表の八の三)

加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の②欄の金額が記載してあります。)

○ あなたの過少中告加算税については、国税通則法第65条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の過少申告加算税)のほかに、この計算書の⑤欄の税額についても加算税(加重分の過少申告加算税)が課されることになります。

平成	年分	氏 名	殿
----	----	-----	---

	14%	十カ										
		X						分			前の額	後の額
'nп	算	税の	対	象	٤	ts	る	8	. 額	1	PI	Lt.
累	平成	年	月	日の					分	2		
橨	平成	年	月	日の					分	3		
増差	平成	年	月	日の					分	4		
税	平成	年	月	日の					分	(5)		
額	平成	年	月	日の					分	6		
(D	か	5		6		Ø.		ŝt	7		
期	平成	年	月	日の	確	定	ф	- 4	5 分	(8)		
限	外	国	税	額		控		除	額	9		
内	源	泉	ř	教	収		稅		額	100		
申告	7		納			税			額	(1)		
税	災	告	:	減			免		額	12		
額	8	<i>h</i> •	ı	ò	Œ)	0)	,	21	(13)		
(3)	の金額	重と50万	万円の	いす	h:	か多	いブ	5の	金額	(1)		
(1)0)金額。	<u>د رش– رو</u>	〕」の金	雑のい	ハザオ	しかり	レなし	方の	の金額	(15)		
重	ba	算税	のま	寸 象	Ł	ts.	5	Ð	兑 額	16		
通	to O	単税の	基 碳 (1万円					(())-16	17		
常	bu	Ħ			0		*1	J	合	(18)	%	91
分	ba	算	Bi	ž	0)		額	(0))×(8)	19	[F]	P
'nп	ta y	単税の	基 碳 (1万円					(@	-6	20		
重	加	算	ŧ		0		割		合	20	%	9
分	ba	算	粉	ž.	0>		額	(20)×(1)	23	P	Į.
過	少少	申告	ħп	算	税	o)	額	(@)+@;	23		

()_のうち()_目

更正決定等通知書(加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書/付表の八の三)

加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の容欄の金額が記載してあります。)

○ あなたの過少中告加算税については、国税通則法第65条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の過少申告加算税)のほかに、この計算書の◎觸の税額についても加算税(加重分の過少申告加算税)が課されることになります。

		X							1	分			前の額	後の額
than .	旗	税	Ø	対	象	Ł	:	な	る	税	額	①	H	pr.
果	平成		1 4.	月	H 6	b					分	2		
横	平成		年	月	日	 b	_				分	3		
增	平成		年	月	日	9					分	4		
差税	平成		年	月	H 6	 5	_				分	(5)		
額	平成		îф.	月	日日	 5					分	6		
() D	ħ		5		6		0	か		ŝt	7		
IUI	平成		年	月	H 6	5	確	定	申	告	分	(8)		
限	外		4	税	ą	Į į		控	В	 	額	9		
内	源		泉	í	数		収		税	_	額	10		
中	予	_		納				稅			額	11)		
告税	災	_	— 告	:	ì	ą.			免		額	12		
額	8		か		5		(2)		0)	_	21	(13)		
(3)	ひ 金書	ИŁ	50 Z	5円の) ls :	ar a	ı b	, 多!	い方	0	金額	(14)		
	金額。	<u>د ۲۵</u>)—(7)」のá	き額の	l.	t h	か少	ない	 方の	金額	(15)		
重	ba	M.	税	のす	st \$	t.	Ł	ts.	5	税	額	16		
通	in I	F 196		基礎					額	(1)	- (6)	17)		<u> </u>
常	thu .		算	(1万円	未満の		の	含て)	割		合	(18)	%	%
分	ba		算				。 の				×(8)	 -	FI	H
70 DD			0	基磺	t 2	ts.	3					20		
重	加		算	(1万円	未満の 見		例	曹で)	割		合	20	%	%
分	tha .		ă.	**************************************			か			(2n)	×(1)	Ė	P	H
~	~"		<i>y</i> -	·	**		_		Hart.					

改 正

改 前 正

更正決定等通知書(加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表 の八の四)

加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑩欄の金額が記載してあります。)

○ あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税(通 常分の無申告加算税)のほかに、この計算書の⑫欄の税額についても加算税(加重分の無申告加算税)が課されることにな

	平成	年	分							氏 名_		
	Ø	ξ						分			前の額	後の額
加	算	税の	対	象	Ł	なる	3	税:	t I		円	P
累	平成	年	月	日の		Marie Marie III	*******	3) Q			
積	平成	年	月	日の				3	3			
納付	平成	年	月	日の				3	}			
税	平成	年	月	日の				3) S			
額	平成	年	月	日の				3	6			
①		カュ	6	(6	0	0	1	H C			
(D)	金額と	「⑦−50	万円」	の金額の	いず	れか少	ない	方の金	額 ⑧			
重	加多	草 税	のす	対 象	٤	な	る	税:	A 9			
通	加算	税 の (1万円		と な 端数切れ		税額	(D- 9)) (g			
常	加	算	1	脱	の		割		A (I		%	%
分	加	算	税	Ø		額	((0×()) (<u>C</u>		Ħ	PI
加	加算	税 の (1万円		と な 端数切割		税額	(®−©)) <u>(</u> 3			
重	лa	箅	1	锐	Ø		割		A G		%	%
分	'nп	算	税	Ø		額	((3×()) (§		H	H
無	申	告力	1 算	税	Ø	額	((D+((a)			

更正決定等通知書(加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表 の八の四)

加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

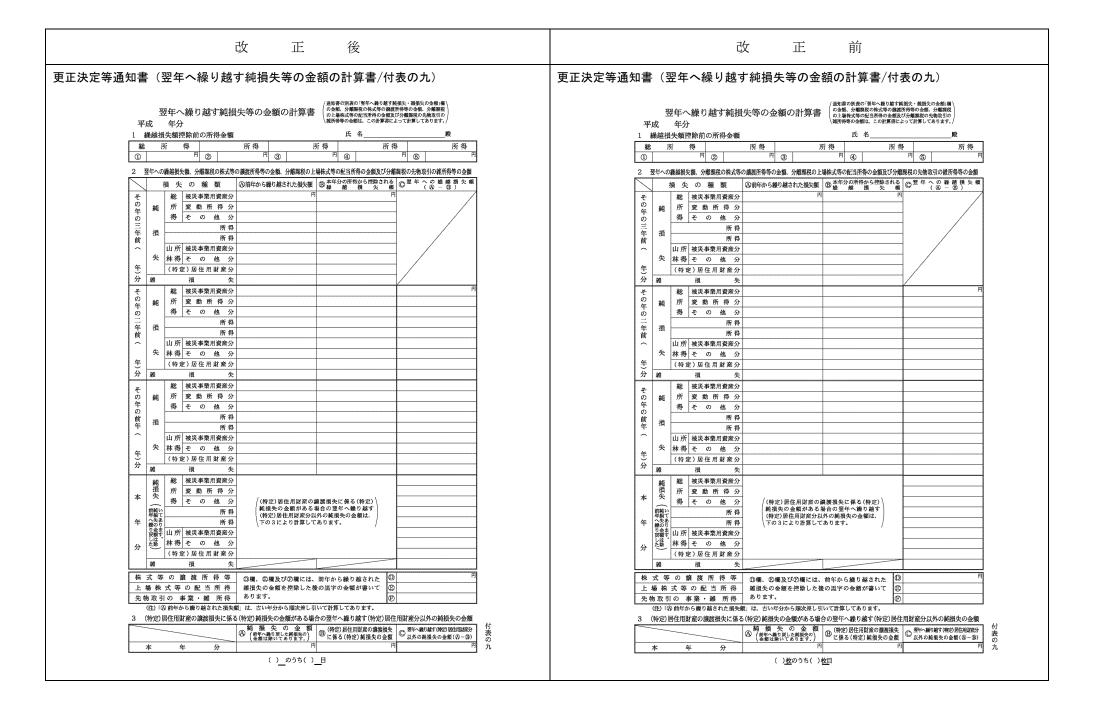
(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑩欄の金額が記載してあります。)

○ あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税(通 常分の無申告加算税)のほかに、この計算書の⑫欄の税額についても加算税(加重分の無申告加算税)が課されることにな ります。

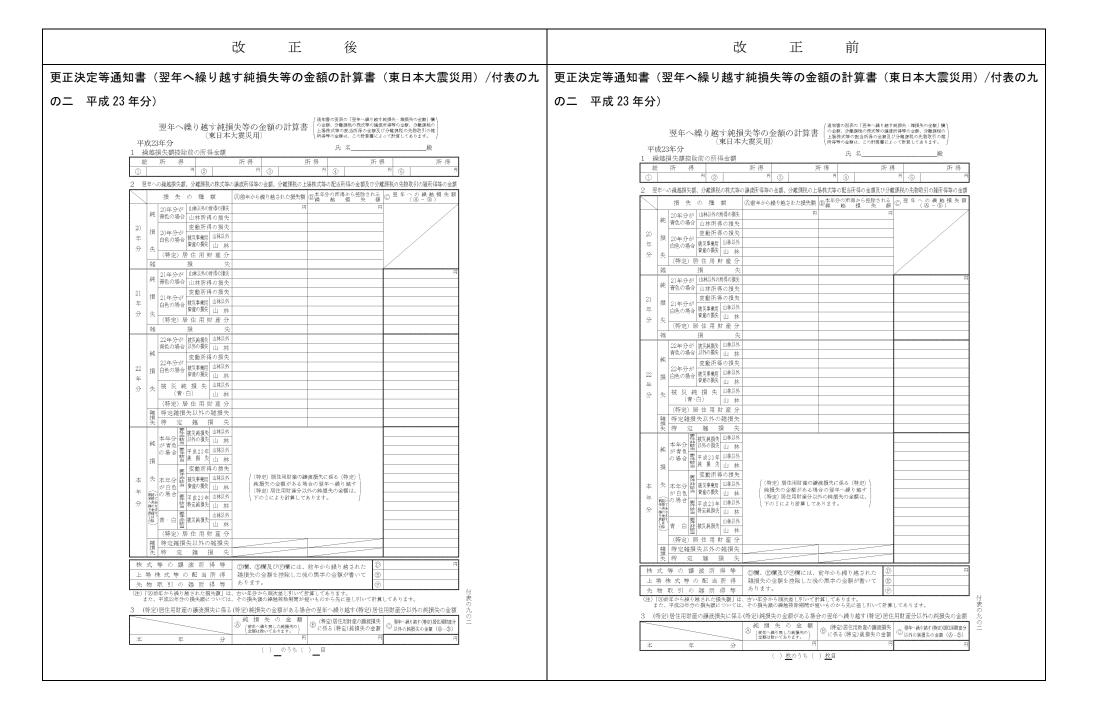
	平成	_	年分	,									氏 名		
	1	区								5	}			前の額	後の額
加	算	税	Ø	対	象	ع		な	る	税	額	0		円	PI
累	平成		F	月	日(カ					分	2			
積	平成		¥	月	日(n					分	3			
納付	平成		Ŧ	月	日(D					分	4			
税	平成	. 3	Ę.	月	日(D					分	5			
額	平成		¥	月	日(D					分	6			
①	•	か		6		6)		の		計	7			
() o	金額と	[@	-507	ቻ 円] 4	り金割	質のし	げ;	hかり	ない	い方の	の金額	8			
① <i>0</i> . 重		_	500 税			_	す ;				の金額	-			
重	מל	算 税	税の		† 1 Ł	駅 な	とる	な	る	秩	2. 額	-			
_	מל	算 単 税 (1	税の	の対基礎	とる数	かなりが	とる	な	る	(I)	2. 額	9		%	- %
重通通	hо Эрр 3	算 (1	税 の 万円	の 対基 礎未満の	と戦数	かなりが	と る() の	な	る ()	(I)	2 額	9		%	. %
重通常分	hi in in in	算 税 (1	税の方円	の 対基 礎 未満の	と数数に	な な な な な な な な	とるのの	な税額額	る割	(I)	· 額 一⑨)	9			
重通常	hi in in in	算 (1	税の方円	の 文	と数数に	象 な物 の な 物	とるのの	な税額額	る割	(®	2. 額 一⑨) 合 ×⑩)	9 10 10 12			
重通常分加	加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加	算 税 (1	税の方円	の 文	ナまる	象 な物 の な 物	とるて)のるて)の	な税額額	る割割	(1)	2 額 一⑨) 合 ×⑩)	9 10 10 12 13		Ħ	В

()_のうち()_目

(<u>)枚</u>のうち()<u>枚</u>目



改 正 後 	改正前
決定等通知書(翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書(東日本大震災用)/付表の九	更正決定等通知書(翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書(東日本大震災用)/付表の九
平成 22 年分)	の二 平成 22 年分)
選集・一条後 越す ・	選集



改 正 後	改正前
定等通知書 (翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書 (東日本大震災用) /付表の2	<u>(新設)</u>
平成 24 年分) (様式中アンダーライン省略)	
翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書	
(特定) 居 住 用 財 産 分 接	
23年分・韓国 山水川 山水 山水	
本年分が複数数据失 山林 株 青色の場合 以外の損失 山林 大 本年分が 大 東京 山林 大 東京 東京 北京 東京 北京 東京 北京 東京 北京 東京 東	
株式 等 の 譲 渡 所 得 等 ① [版] (。 2 版] (及) (定 版] (元) (版) (元) (版) (元) (版) (元) (版) (元) (元	

改	正後			改	正 前	
等通知書(翌年へ繰り越す 棋	式等に係る譲渡損失	の金額の計算書/付表の+) 更正決定等通知書(翌	年へ繰り越す株式等	に係る譲渡損失の金	:額の計算書/付表の
翌年へ繰り越す株式等に係る譲	度損失の金額の計算書(^{選知専}	の別表の「翌年へ繰り離す株式等に係る 火の金頼(裸の金額は、この計算書によっ してあります。	翌年へ	繰り越す株式等に係る譲渡	を損失の金額の計算書 (離無 で ままま) (連集 で ままま) ままま (電影 で ままま) ままま (で ままま) ままま (で ままま) ままま (ままま) まままま (まままま) まままま (まままま) まままま (ままままま) まままままま (まままままき) まままままままままま	書の別波の「翌年へ繰り離す株式等に係る 見失の金額(裸の金額は、この計算書によっ としてあります。
	氏 名				氏 名	
1 平成 年分の特定投資株式及び上場 株式等に係る配当所得の金額の計算	株式等に係る譲渡損失の金額並び	に分離課税を選択した上場		年分の特定投資株式及び上場 係る配当所得の金額の計算	株式等に係る譲渡損失の金額並び	びに分離課税を選択した上場
株式等に係る譲渡	所得等の金額	① P	株式	等に係る譲渡	所得等の金額	① P
特 定 投 資 株 式 の 譲 渡 に (損失の金額がない場合には0		2	特 定	投資株式の譲渡に (損失の金額がない場合には0と		2
特 定 投 資 株 式 の 価 値 喪 失 (損失の金額がない場合には0		3	特定	投資株式の価値喪失 (損失の金額がない場合には0と		3
特 定 投 資 株 式 に 係 る 譲 渡 (損失の金額がない場合には0		(4)	特定	投資株式に係る譲渡 (損失の金額がない場合には0と		4
上場株式等に係るま (損失の金額がない場合には0		6	上 場	株 式 等 に 係 る 譲 (損失の金額がない場合には0と		5
本年分の特定投資株式に (①≦®の場合は0、①>®の場合は®と(①®)の金額の		6		分の特定投資株式に係 齢は0、①>⑤の場合は@と(①-⑤)の金額のに		6
本年分の損益通算前の上場株式 (①の金額と⑤の金額のうち、いずれか少か	夢に係る譲渡損失の金額	0	本年分	・の損益通算前の上場株式等 額と⑤の金額のうち、いずれか少な	6に係る譲渡損失の金額	0
本年分の損益通算前の分	推 課 税 配 当 所 得 金 額	8	本年:	分の損益通算前の分離	課 税 配 当 所 得 金 額	8
本年分の損益通算後の上場株式等に係 (損失の金額が算出されない場合に		9		の損益通算後の上場株式等に係る 損失の金額が算出されない場合には		9
本年分の損益通算後の分離課 (所得金額が算出されない場合に)		00	本年分	トの 損益 通算後の分離 課税 (所得金額が算出されない場合には		00
2 翌年以後に繰り越される株式等に係る	■ ・		2 翌年以	後に繰り越される株式等に係る誰		
譲渡損失の 前年から繰り越された株式 生じた年分 に 係 る 譲 渡 損 失 の 金			譲渡損失く 生じた年か			
本年の 特定 3年前分a	件式 a 株式 b	M	本年の 3 年前分	特定	件 株式 (a) 株式 (b)	M
(平成 _ 年分) 上場	配当 ⑥	1	(平成 _ 年	F-88	配当⑥	
本年の特定	株式 ④	(I) P	本年の	特定	株式 ④	(II)
2年前分 上場	株式 ⑥		2年前分		株式 ⑥	_ (D)
(平成_年分) 上場	配当 ① 株式 ⑧	(3)	(平成_年	of)	配当 ① 株式 ⑥	13
本年の特定前年分	株式⑥		本年の前年分	特定	株式 ⑥	
(平成_年分) 上場	配当①		(平成_年	分) 上場	配当①	- (4)
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く 等に係る譲渡損失の金額の合計額(③+⑤+④+⑥+⑥-						
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く 株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(©+①+			本年分で分れ	離課税配当所得金額から差し引く上 5譲渡損失の金額の合計額(©+①+①	場 (6	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損	· ・の金額 (⑥+⑨+⑪+⑫+⑬+솅)	0	翌年以後に	繰り越される株式等に係る譲渡損失	の金額 (⑥+⑨+⑪+⑫+⑬+⑥)	0
3 前年から繰り越された上場株式等に保	る譲渡損失の金額を控除した後の	本年分の分離課税配当所得	3 前年か	ら繰り越された上場株式等に係る	る譲渡損失の金額を控除した後の	の本年分の分離課税配当所得

()<u>枚</u>のうち()<u>枚</u>目

()_のうち()_目

改正後	改正前
更正決定等通知書(先物取引に係る雑所得等の計算書兼翌年へ繰り越す先物取引に係る損失	更正決定等通知書(先物取引に係る雑所得等の計算書兼翌年へ繰り越す先物取引に係る損
の金額の計算書/付表の十一)	失の金額の計算書/付表の十一)
先 物 取 引 に 係 る 雑 所 得 等 の 計 算 書 (歌語の思念の 間等、海の豚は 海豚の ない で の 計 算 書 (歌語の思念の は の は の は の ない の また の ま	先 物 取 引 に 係 る 雑 所 得 等 の 計 算 書 (電影の影響の影響の 国際へ帰の解す ***
平成 年分 氏 名	平成 年分 氏 名
1 繰越損失控除前の先物取引に係る雑所得等の金額	1 繰越損失控除前の先物取引に係る雑所得等の金額
先物取引に係る雑所得等の金額 ① 円	先物取引に係る雑所得等の金額 ① 円
2 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額	2 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額
● 前年から繰り越された 告	 前年から繰り越された 先物取引に係る損失の金額 本年分で差し引く た物取引に係る損失の金額 本年分で差し引くことのできなかった 先物取引に係る損失の金額(△-⑥)
そ前 年 年 日 (②) 円 (③) (③) (③)	そ前(のの年) 円 第 (3)
そ前 のの 年 年 年 五 分	そ前 (第一家) (第一家) (第一家) (第一家)
そへ の 年 前年 前年 分	そへ の 年 の 前 サ が 単 が の の の の の の の の の の の の の
本年分の先物取引に係る損失の金額(①が赤字の場合) ⑩ (①の金額)(※)	本年分の先物取引に係る損失の金額 (①が赤字の場合) ⑩ (①の金額) (※)
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額(⑥+⑨+⑩) ⑪	翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額(⑥+⑨+⑩) ⑪
※ ①の赤字の金額が△を付さないで書いてあります。	※ ①の赤字の金額が△を付さないで書いてあります。
3 先物取引に係る雑所得等の金額	3 先物取引に係る雑所得等の金額
	器 器 (①が黒字の場合) (①が黒字の場合) (単位) (単位) (現大額(③+⑤+⑥) (現大額(3+⑥+⑥+⑥) (現大額(3+⑥+⑥+⑥) (現大額(3+⑥+⑥+⑥+⑥) (現大額(3+⑥+⑥+⑥) (現大額(3+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥+⑥
	先 物 取 引 の 雑所得等の金額 (①の金額) 円 円 円 円 円 場合には、付表の二、又は付表の九にによるの式は付表の九にによる。 (3)
	付 表 の 十
()_のうち()_目	() <u>枚</u> のうち() <u>枚</u> 目

下版中立て等について 反 る ② 「不規申立てたいて」 ○ このたが下極格があるときに、この議論を受けた目の提出から製造して3月出内に 対点器を1と対して観聴することができます。 ○ 高書本立て (地方の議論を受けた目の提出から製造して3月出内に 対点器を1と対して観聴することができます。 ○ 高書本立て (地方の場論を受けた目の情報を指数を (地上を)。	改正後	改正前
「	正決定等通知書(不服申立て等について)	更正決定等通知書 (不服申立て等について)
【本権申立てについて】 ○ この地分と不順があるとさは、この通知を受けた日の翌日から起源して2月20日に 度高層によりして集積するととなってきます。 ○ 異なり、10のでの後継を行うことができます。 ○ 異なり、10のでの後継を行うとができます。 ○ 異なり、10のでの後継を行うといてきます。 ○ 異なり、10のでの後継を行うとができます。 ○ 異なり、10のでの後継と関節は存むによりといってきます。 ○ 異なり、10のでの後継を対してもより、最終がまるの様々の単立でが提出してもしかであるとされ、地球発酵することとが、またまってもとができます。 ○ は、10のでの表があった場合ではいて、10回かを持ちしかであるときれ、10回かを受けたよりを置からた事としてよります。 ○ ないま、異常すなどとしかできまずまかが、10回かを持ちして3月20日に関係を開発が使用が使からたましたができます。 ○ は、10回からに関して3月20日に関係を開発が使用が使からからとといてもまったが、実践がまるとかできます。 ○ は、10回からに関して3月20日に関係を開発が使わらます。 ○ は、10回からに関して3月20日に関係を関係があるときは、10回かを受けたよりを関いて3月20日に関係を開発があるとからます。 ○ は、10回からに関して3月20日に関係を関係があるときないできます。 ○ は、10回からに関して3月20日に関係を関係があるときないできます。 ○ は、10回からに関係と対して3月20日に関係を関係があるときないできます。 ○ は、10回からに関係と対して3月20日に関係を関係があるときないできます。 ○ は、10回からに関係と対して3月20日に関係を関係をしたがあるともは、10回かを関係を関係をしたが、10回かを関係を関係があるときないできままが、10回かのできます。 ○ は、10回かのできまがは、10回かのできまがあるときないできます。 ○ は、10回かのできまがは、10回かのできまがは、10回かのできます。 ○ は、10回かのできまがは、10回かのできまがは、10回かのできまが、10回かのできまないができまないができまないができまないできまないできまないできまないできまないできまないできまないです。 ○ は、10回かのでは、10回かのできまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないができまないですまないでする。 ○ は、10回かのでは10回かのできまないができまないができないができまないができまないがでは10回かのできまないができまないできまないができまないできまないができまないできまないができまないができまないできまないできまないできまないできまないできまないできまないできまない	不服申立で等について	不服申立て等について
○ この形分に不限があるときは、この適知を受けた日の浸むから起導して2月以前に 物質を含ったして発展を立て大は国域不和審判所を、(後世地に、) 「国政不審事所当的 関係書面がした対して発展があるときは、この適加を受けた日の浸むから起導して2月以前に の機能をしていて発展があるときないできます。 ・ 実施す立て(是命の果庭中立を見なができます。 ・ 実施することができます。) ・ 企業の果庭中立をした方は、果庭検定を必要を必要を必要が認定があるときな、この適加を受けた日の空間から建設して2月以前に国政不和審判所を付きていて対象が認定があるときな。この適加を受けた日の空間から建築して2月以前に国民不能審判所を (他出来)。 「国民不服審判所も (海球の実際)と対して審査機を全ることについて正常な理解があるときな、この適加を受けた日の空間から実施して2月以前に国民不能審判所を (他出来)。 「国民不服審判所も (国民の定定をしないで審査機を全ることについて正常な理解があるときな、この適加を受けた日の空間から実施して2月以前に国民不服審判所を (他出来)。 「国民不服審判所も (国民の定定をしないで審査機能をすることができます。」 「国民不服審判所 (国民の定定をしないで審査機能をすることができます。」 「国民不服審判所 に対して審査機をとしたが、表別があるときな、この適加を受けた日の空目から実施して2月以前に国保不服審制所を (他出来)。 「国民不服審判所 (国民の定定をしないで事を基地をすることができます。」 「国民不服審判所 (国民の定定をしないて第決があるとものできます。」 「国民不服審判所 (国民の定定をしないで事を基地をすることができます。」 「国民不服審判所 (国民の定定をしないで事を基地をすることができます。」 「国民不服審判所 (国民の定定をしないて選及が基本の表しなどないできままをしないて国な関連があるとされ、この場所を対して3月以前に国を事情があるとができます。」 「国民の定定をして3月以前に国を事情があるとができます。」 「国民の定定をして3月以前に関係として3月以前に関係として3月以前に関係として3月以前に関係として3月以前に関係として3月以前に関係として3月以前に関係といいて3月以前に関係といいて3月以前に関係を経って2日ができませ、3月に関係を経過ととまた。 「国産の定定の定定があるとまれ、表ののでないを表しままままままままた。」 「実施を集中の定定して表しままままた。」 「実施機に対して3度を基準によることができます。」 「国際国の定定を関係といいで3月に同僚を関係を関係といいて3月に同僚を関係を関係といいで3月に同僚を関係を関係といいで3月に同僚を関係を開催して3月に関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	氏 名	氏 名
○ (1) の別の大・動かあるときは、ごかして異ないと思いる。 国際 「	【不服申立てについて】	【不服申立てについて】
 (取消しの訴えについて) 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ① 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ① 取消訴訟に、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、機配することができません。 ① 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、機配することができません。 ① 取消訴訟は、対する裁決を経た後でなければ機配することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経でして3月を経過しても表決がないとき。 ② 更正決定等の取消しを求める訴えを提起しても表決がないとき。 ② 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国般の課授標準等又は根額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするき。 ③ 異議申立でについての決定又は審査請求についての表決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ④ とのうち() 也目 	 税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、	所長(提出先は、
 当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経行とびければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経行とでおければ提起することができます。 (1) 審査請求に対する裁決を経了して新訟を提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国投の課程標準等又は投額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めるようとするき。。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生する著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 (1) 数のうち() 枚の 	【取消しの訴えについて】	【取消しの訴えについて】
	当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ① 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ② 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ③ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 ③ 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 ② 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 ③ 異議申立てについての決定又は務査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があると	 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があると
	() のうち () 目	() <u>枚</u> のうち () <u>枚</u> 目

改 正 後	改 正 前
特別還付金の通知書	特別還付金の 通知書
	殿
平成年分の特別還付金の通知書	平成年分の特別還付金の通知書
あなたが平成 <u>年</u> 月 <u>月</u> 日付でされた平成 <u>年</u> 年分の特別還付金の支給の請求について、	あなたが平成年月日付でされた平成年分の特別還付金の支給の請求について、します。
支給決定の額	支給決定の額
特別遷付金の額	特別遷付金の額
○ この決定の理由	
○ この状態の差面 	○ この決定の理由
○この決定は、	○この決定は、

改 正 後	改 正 前
特別還付金の通知書(変更決定・請求用)	特別還付金の通知書(変更決定・請求用)
	第 <u></u> 号 平成 <u></u> 年 <u></u> 月日
殿	殿
平成年分の特別還付金の通知書	平成年分の特別還付金の通知書
あなたが平成年月日付でされた平成年分の特別還付金の変更決定請求について、します。	あなたが平成 <u>年</u> 月 <u>日付でされた平成</u> 年分の特別還付金の変更決定請求について、
変更決定前の額 変更決定後の額 増加又は減少する額	変更決定前の額 変更決定後の額 増加又は減少する額
特別還付金の額 円 円 円	特別還付金の額
加算金の額	加算金の額
増加する この結果、この通知により 約付すべき 特別還付金の額は、上の表の太いわく内のようになります。 この納付すべき特別還付金の額は、平成年月日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局含む。))又は当稅務署に納付してください。 なお、納付が期限に遅れますと、約期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要があります。 ○ この決定の理由	増加する この結果、この通知により 納付すべき特別還付金の額は、上の表の太いわく内のようになります。 この納付すべき特別還付金の額は、平 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳 入代理店(郵便局含む。))又は当稅務署に納付してください。 なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要があります。 ○ この決定の理由
○この決定は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。 () _のうち() _目	○この決定は、

	正 後				改 ፲	E 前	
の通知書(変更決定・職権原	用)		特別還付金の	通知書(変	更決定・職権用)	
	第	子 (番 号) 日				第号 平成年月	〈番号〉
殿		<u>_</u> A			殿	税務署長	
平成年分の特別	還付金の変更決定通	通知書			平成年分の特別:	還付金の変更決定通	知書
平成年分の特別還付金について、次の	とおり変更決定します。	o		平成年分の特別	B還付金について、次の。	とおり変更決定します。	
変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する額			変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する
特別還付金の額	円	3 19		特別還付金の額	Ħ	Ħ	
加算金の額				加算金の額			
HH fin → z				- の紅里 - の温km	たとい 増加する 株型CE	仕会の類は 上の事の士い	わく内のトラにわり士
増加する この結果、この通知により納付すべき特別選 この納付すべき特別選付金の額は、平成年 入代理店(郵便局含む。))又は当税務署に納付しなお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日が	:月日までに日本銀 いてください。	畏行(本店、支店、代理店及び歳		この納付すべき特別 入代理店 (郵便局含む	増加する (により)納付すべきを (でより)納付すべきを (でまり) (では当税務署に納付し (では当税務署に納付し (では当税務署に納付し (では当税務署に納付し (では当税務署に納付し	月日までに日本銀 てください。	行(本店、支店、代理店
この納付すべき特別還付金の額は、平成年 入代理店(郵便局含む。))又は当税務署に納付し	:月日までに日本銀 いてください。	畏行(本店、支店、代理店及び歳		この納付すべき特別 入代理店(郵便局含むなお、納付が期限に美	還付金の額は、平成年 。))又は当税務署に納付し	月日までに日本銀 てください。	行(本店、支店、代理店
この納付すべき特別還付金の額は、平成年 入代理店(郵便局含む。))又は当税務署に納付し なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日か	:月日までに日本銀 いてください。	銀行(本店、支店、代理店及び歳 併せて納付する必要があります。		この納付すべき特別 入代理店(郵便局含むなお、納付が期限に美	還付金の額は、平成年 。))又は当税務署に納付し	月日までに日本銀 てください。	行(本店、支店、代理店
この納付すべき特別還付金の額は、平成年 入代理店(郵便局含む。))又は当税務署に納付し なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日か	:月日までに日本銀 いてください。	畏行(本店、支店、代理店及び歳		この納付すべき特別 入代理店(郵便局含むなお、納付が期限に美	還付金の額は、平成年 。))又は当税務署に納付し	月日までに日本銀 てください。	行(本店、支店、代理店
この納付すべき特別還付金の額は、平成年 入代理店(郵便局含む。))又は当税務署に納付し なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日か	:月日までに日本銀 いてください。	銀行(本店、支店、代理店及び歳 併せて納付する必要があります。		この納付すべき特別 入代理店(郵便局含むなお、納付が期限に美	還付金の額は、平成年 。))又は当税務署に納付し	月日までに日本銀 てください。	行(本店、支店、代理店
この納付すべき特別還付金の額は、平成年 入代理店(郵便局含む。))又は当税務署に納付し なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日か	:月日までに日本銀 いてください。	銀行(本店、支店、代理店及び歳 併せて納付する必要があります。		この納付すべき特別 入代理店(郵便局含むなお、納付が期限に美	還付金の額は、平成年 。))又は当税務署に納付し	月日までに日本銀 てください。	行(本店、支店、代理店

改 正 後	改 正 前
消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書 (様式中アンダーライン省略)	消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書 (様式中アンダーライン省略)
この通知書に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。 () のうち() 目	

海費税及び地方消費税の加算税の加算税の加算税の加算税の加算税の加算税の加算税の加算税の加算税の加算	改 正 後	改 正 前
新	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (様式中アンダーライン省略)	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (様式中アンダーライン省略)
自 年 月 日 年 月 日 年 月 日	年 月 日 氏名	年 月 日 氏 名
田 年 月 日	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書
区 分 加算税の基礎となる税額 加 第 税 の 額 円 円 明 明 明 報 税 の 額 円 明 明 明 明 報 税 の 額 明 財 税 変更決定後の試験決定額	至 年 月 日課税期間分の消費税及び地方消費税の加算税を 下記のとおり賦課決定したので通知します。	至 年 月 日課税期間分の消費税及び地方消費税の加算税を 下記のとおり賦課決定したので通知します。
	区 分 加算税の基礎となる税額 加 第 税 の 額 円 申告 証 正の途知事により紹介すべき加算税の額 正成	区 分 加算税の基礎となる税額 加 算 税 の 額 財課決定額 円 円 財課決定額 円 円 財課決定額 内 田 財課決定額 変更決定後の賦課決定額 スは減少(△印)する加算税の額 財課決定額 正の通知歌より別付する加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額 大 日 日 までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ 納付してください。 ○ 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。
() 枚のうち() 枚目	() のうち() 目	()枚のうち()枚目

改正後	改正前
消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 <u>(削除)</u>	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (様式中アンダーライン省略)
	「 第 号 平成 年 月 日 一
	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 次のとおり消費税及び地方消費税の加算税を賦課決定したので通知します。
	課 税 期 間 区 分 加算税の基礎となる税額 加 算 税 の 額
	#告 # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	至平成 年 月 日 又は減少(△印)する加算級の額 100
	重加算税 変更決定後の試課決定額 :0 0 0:00 10:0 10:0 10:0 10:0 10:0 10:0
	自平成 年 月 日 加 募 税
	中古
	至平成 年 月 日
	この面加索により場合けてきか加泉の相 又は減少(ム印)する加第級の報
	○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当段務署へ 納付してください。 なお、納付すべき加算税の額が2課税期間分以上ある場合は、課税期間ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。
	○ 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への擬込み又は ゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。
	この通知に係る処分は の職員の調査に基づいて行いました。
	()枚のうち()枚目

	改 正 後	改 正 前	
 消費税及び地方消費税の	通知書並びに加算税の賦課決定通知書(不服申立	消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税	の賦課決定通知書(不服申立
て等について)(様式中アンダ	ーライン省略)	て等について) (様式中アンダーライン省略)	
		不服申立て等について	
	不服申立て等について		氏 名
	氏 名	【不服申立てについて】	
 税務署長 に対して異議申立 国税局長 異議申立て(法定の異議申を除きます。)についての決きは、当該異議申立てをしたに国税不服審判所長に対していなお、異議申立てをしなけた日の翌日から起算してご 	きは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に にてをすることができます。 申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないもの ま定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があると た方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内 で審査請求をすることができます。 いで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受 2月以内に国税不服審判所長(提出先は、	自平成 年 月 日	ですることができます。 でが適法にされていないもの 後の処分になお不服があると の翌日から起算して1月以内 1があるときは、この通知を受
【取消しの訴えについて】		【取消しの訴えについて】	
当該審査請求をした方は、 起することができます。 取消訴訟の被告とすべきす。 取消訴訟は、裁決があった 日の翌日から起算して1年を 取消訴訟は、審査請求に対 かに該当するときは、審査請 (1)審査請求がされた日の3 (2)更正決定等の取消しを対 に係る国税の課稅標準等。 き。 (3) 異議申立てについての3	あった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、 裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提 者は国(代表者 法務大臣)となります。 こことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の を経過したときは、提起することができません。 材する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれ 清末に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等 又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとすると 失定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避 るとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があると	 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の多当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができませる。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することがに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起するとかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起する。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係履に係る国税の課稅標準等又は稅額等についてされた他の更正決定等き。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることけるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないこき。 	取消訴訟」といいます。)を提 経過したとき又は当該裁決の たん。 ができませんが、次のいずれ らことができます。 いとき。 はしている間に当該更正決定等 の取消しを求めようとすると
	() のうち () 目・	() 枚のうち () 枚目	

改正後	改 正 前
消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書(不服申立て等について)	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書(不服申立て等について) (様
(削除)	式中アンダーライン省略)
	不服申立で等について
	氏 名
	【不服申立てについて】
	□ 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 直平成 年 月 日 課税 期間分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
	【取消しの訴えについて】
	 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2)更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の保属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
	() 枚のうち () 枚目

改正後	改 正 前
消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書 <u>(処分の理/次葉)</u> (様式中アンダーライン省略)	<u>(新設)</u>
自 年 月 日 至 年 月 日課税期間分 〇 処分の理由 氏 名	
() のうち() 目	